

創発的研究支援事業における海外研究機関での研究の実施について

当事業においては、自由で挑戦的・融合的な構想に基づいた研究を行うという事業の趣旨に鑑み、JST 及び研究機関の各種ガイドライン等（*）で研究機関に求められていることが満たされる場合、創発 PO 及び JST の承認および研究機関に確認のうえ、創発的研究を海外に所在する研究機関にて実施することができます。

また、当事業以外の制度を利用した海外機関への長期滞在により、創発的研究を継続することが難しい場合、創発 PO 及び JST の承認の下、研究を一時中断することができます。中断期間に応じて、中断時におけるフェーズの研究期間が延長できます。

採択者の 6 割は既に 1 年以上の海外での研究経験をお持ちですが、特にそれ以外の研究者の方々におかれましてはご検討ください。

希望される方は事務局までご連絡ください。

* 参考

◆ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

https://www.mext.go.jp/content/210201-mxt_sinkou02-1343904_21_1.pdf

◆ 委託研究事務処理説明書＜共通版＞＜補完版＞

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022a301manua.pdf>

https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022_sohatsu_hokan.pdf

以上